

市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市教育委員会規則第2号

市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和46年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「不服申立て（審査請求又は異議申立て）」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。